

## 令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業委託公募型プロポーザル方式に関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続き開始を次のとおり公告する。

令和6年（2024年）10月2日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 事業の概要等

(1) 委託業務名 令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業

(2) 業務の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者等の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取り組みを推進することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「令和6年度茨城県ピアサポート研修事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間 契約締結の日から令和7年（2024年）3月31日まで

## 2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号または第3号までに規定する者でないこと。

(7) 茨城県内に本店、支店又は営業所等の事務所を有している者であること。

(8) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

(9) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

## 3 手続等に関する事項

## (1) 担当部局

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当（茨城県庁舎13階北側）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

T E L 029-301-3363

F A X 029-301-3370

E-mail shoufuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

## (2) 実施要領等の交付

## ア 交付するもの

実施要領

業務委託仕様書

委託契約書（案）

## イ 交付期間

令和6年10月2日（水）から10月18日（金）正午まで

茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く  
午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで

## ウ 交付場所

（1）の担当部局に同じ。

## エ 交付方法

ウにおいて直接交付する。または、茨城県入札情報システムからダウンロードする。

なお、直接交付を希望する場合は、（1）の担当部局に事前に連絡すること。

## (3) 質問の受付

令和6年10月2日（水）から令和6年10月11日（金）正午まで、担当部局への電話、メールまたはFAXにて受け付ける。なお、メールまたはFAXより質疑を提出した時は、電話で送付確認をすること。

## (4) 企画提案書の提出

## ア 提出書類

企画提案書（別紙様式1） 6部

宣誓書（別紙様式2） 1部

## イ 提出期限 令和6年10月18日（金）午後5時必着

## ウ 提出先 （1）の担当部局に同じ

## エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便または配達証明）または宅配便（提出先に届いたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

## 4 審査方法

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置する審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

審査項目	審査基準 (着眼点)
業務の理解度	①業務の趣旨、目的及び内容を理解しているか。
業務の実施体制	②安定した経営基盤を有しているか。
	③委託業務に必要な専門的な知識や経験を有する講師やファシリテーターを十分に確保できるか。
	④業務の進捗を管理できる体制になっているか。
	⑤業務を効率的に実施し、必要に応じて県に改善提案等ができる体制になっているか。
業務の実施方法	⑥委託業務の実施体制、実施方法及び実施スケジュールは適切か。
	⑦見積額及び積算根拠は適切か。
業務の効果	⑧事業終了後も継続的・発展的に活かせるか。

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) その他詳細については実施要領による。